

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>I. 指定信用情報機関の指定・監督に当たっての評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3 兼業の制限</p> <p>信用情報を取り扱う指定信用情報機関の透明性、中立性、公平性等を確保するとともに、他業の経営悪化により、信用情報提供等業務を継続できなくなる状態に陥ることを防止する必要があることから、信用情報提供等業務に付随する業務を除き、指定信用情報機関の兼業は、原則として禁止されているが、「指定信用情報機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実にを行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるもの」について、内閣総理大臣（金融庁長官）の承認を受けたときは、兼業が認められる（法第41条の18）。</p> <p>内閣総理大臣（金融庁長官）の兼業の承認は、個別具体的に判断されるものであるが、例えば、貸金業者以外の会員への信用情報の提供業務を行う場合であれば、金融分野における個人情報保護法に関するガイドライン（以下「<u>保護法ガイドライン</u>」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「<u>実務指針</u>」という。）の規定を踏まえ、指定信用情報機関の必要かつ適切な監督の下、当該会員において貸金業者の場合と同等の信用情報に係る安全管理措置が講じられていることなど</p>	<p>I. 指定信用情報機関の指定・監督に当たっての評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3 兼業の制限</p> <p>信用情報を取り扱う指定信用情報機関の透明性、中立性、公平性等を確保するとともに、他業の経営悪化により、信用情報提供等業務を継続できなくなる状態に陥ることを防止する必要があることから、信用情報提供等業務に付随する業務を除き、指定信用情報機関の兼業は、原則として禁止されているが、「指定信用情報機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実にを行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるもの」について、内閣総理大臣（金融庁長官）の承認を受けたときは、兼業が認められる（法第41条の18）。</p> <p>内閣総理大臣（金融庁長官）の兼業の承認は、個別具体的に判断されるものであるが、例えば、貸金業者以外の会員への信用情報の提供業務を行う場合であれば、金融分野における個人情報保護法に関するガイドライン（以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「<u>実務指針</u>」という。）の規定を踏まえ、指定信用情報機関の必要かつ適切な監督の下、当該会員において貸金業者の場合と同等の信用情報に係る安全管理措置が講じられていることな</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>が必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-6 信用情報等の管理態勢</p> <p>指定信用情報機関が取り扱う信用情報については、当該情報が漏えい等した場合に、資金需要者等からの信任を失うとともに、貸金業全体の信頼性を損ないかねないことから、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>信用情報の適切な取扱いについては、法第41条の20に基づき業務規程を定めて内閣総理大臣(金融庁長官)の認可を受けることとされているほか、個人情報保護法、<u>保護法ガイドライン</u>及び実務指針の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>(注)「クレジットカード情報等」とは、個人情報のうち、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)及びクレジットカードに係る業務のために入手した個人情報(例えば、住所、生年月日等)をいう。</p>	<p>が必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-6 信用情報等の管理態勢</p> <p>指定信用情報機関が取り扱う信用情報については、当該情報が漏えい等した場合に、資金需要者等からの信任を失うとともに、貸金業全体の信頼性を損ないかねないことから、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>信用情報の適切な取扱いについては、法第41条の20に基づき業務規程を定めて内閣総理大臣(金融庁長官)の認可を受けることとされているほか、個人情報保護法、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</u>、<u>同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)</u>、<u>同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、<u>金融分野ガイドライン</u>及び実務指針の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>(注)「クレジットカード情報等」とは、個人情報のうち、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)及びクレジットカードに係る業務のために入手した個人情報(例えば、住所、生年月日等)をいう。</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>以上を踏まえ、指定信用情報機関は、信用情報及びクレジットカード情報等（以下「信用情報等」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。指定信用情報機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法令等を踏まえた信用情報等の管理に係る実施態勢の構築</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信用情報等については、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護法ガイドライン第10条</u>の規定に基づく措置。 ・ 実務指針Ⅰ及び別添1の規定に基づく措置。 <p>(役職員の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護法ガイドライン第11条</u>の規定に基づく措置。 ・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。 <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>I-2-7 外部委託</p>	<p>以上を踏まえ、指定信用情報機関は、信用情報及びクレジットカード情報等（以下「信用情報等」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。指定信用情報機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法令等を踏まえた信用情報等の管理に係る実施態勢の構築</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信用情報等については、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融分野ガイドライン第8条</u>の規定に基づく措置。 ・ 実務指針Ⅰ及び別添1の規定に基づく措置。 <p>(役職員の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融分野ガイドライン第9条</u>の規定に基づく措置。 ・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。 <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>I-2-7 外部委託</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部委託する際の留意点 指定信用情報機関が信用情報等に関する業務を委託(以下「外部委託」という。)する場合の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。 (注) 外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 信用情報等の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</u></p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>I—3 業務規程関係</p> <p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部委託する際の留意点 指定信用情報機関が信用情報等に関する業務を委託(以下「外部委託」という。)する場合の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。 (注) 外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 信用情報等の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</u></p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>I—3 業務規程関係</p> <p>(略)</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>I-3-1 信用情報提供契約の締結</p> <p>貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）は、資金需要者等からの同意の取得、目的外使用の禁止、安全管理措置の実施など、貸金業法、個人情報保護法、実務指針その他関連法令等を遵守する内容となっていなければならない。</p> <p>なお、信用情報提供契約の締結に当たっては、「差別的取扱いの禁止」（I-2-4）に留意する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>I-3-3 信用情報の安全管理</p> <p>法第41条の20第1項第3号の規定により定める信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の信用情報の安全管理については、個人情報保護法、<u>保護法ガイドライン</u>及び実務指針の規定を踏まえ、I-2-6（2）④の措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）役職員等に係る秘密保持義務（法第41条の16）に留意する必要がある。</p> <p>I-3-4 信用情報の正確性</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）<u>個人情報保護法第26条</u>の規定に基づく訂正等を適正かつ確実に 行うための態勢が整備されているか。</p>	<p>I-3-1 信用情報提供契約の締結</p> <p>貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）は、資金需要者等からの同意の取得、目的外使用の禁止、安全管理措置の実施など、貸金業法、個人情報保護法、<u>保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン</u>及び実務指針その他関連法令等を遵守する内容となっていなければならない。</p> <p>なお、信用情報提供契約の締結に当たっては、「差別的取扱いの禁止」（I-2-4）に留意する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>I-3-3 信用情報の安全管理</p> <p>法第41条の20第1項第3号の規定により定める信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の信用情報の安全管理については、個人情報保護法、<u>保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン</u>及び実務指針の規定を踏まえ、I-2-6（2）④の措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）役職員等に係る秘密保持義務（法第41条の16）に留意する必要がある。</p> <p>I-3-4 信用情報の正確性</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）<u>個人情報保護法第29条</u>の規定に基づく訂正等を適正かつ確実に 行うための態勢が整備されているか。</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>(中略)</p> <p>I-3-7 苦情処理</p> <p>指定信用情報機関は、<u>個人情報保護法第 31 条</u>や<u>保護法ガイドライン第 21 条</u>の規定に基づき、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に適切かつ迅速な処理を行うよう努める必要がある。</p> <p>また、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる従業員への十分な教育・研修等、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努める必要がある。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(中略)</p> <p>I-3-7 苦情処理</p> <p>指定信用情報機関は、<u>個人情報保護法第 35 条</u>や<u>金融分野ガイドライン第 16 条</u>の規定に基づき、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に適切かつ迅速な処理を行うよう努める必要がある。</p> <p>また、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる従業員への十分な教育・研修等、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努める必要がある。</p> <p>(以下略)</p>